

女性活躍推進法の市町村推進計画について

1 推進計画に関する国の説明

Q. 推進計画について、男女共同参画計画の一部として策定してもよいか。

A. 推進計画については、基本方針（平成 27 年 9 月 25 日閣議決定）を勘案した上で、男女共同参画計画と一体として、その一部を共通の計画とするという形式で策定しても差し支えない。ただし、推進計画に該当する範囲を明示する必要がある。

例 1：計画の冒頭で、推進計画に該当する範囲を明記する。

例 2：推進計画に該当する項目の末尾に「(推進計画関係)」などと付記する。

2 本市計画における記載について

第 1 部計画の総論 > 2 基本的な考え方 > (4) 計画の位置づけ (計画書 15 ページ)

① この計画は、条例第 10 条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村の基本的な計画です。

② この計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定します。

③ この計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定します。

③④ この計画は、本市の総合計画である「長岡市総合計画」の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」(中略)などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。

④⑤ この計画は、国の第 4 次男女共同参画基本計画(中略)を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して策定しました。

追
加

(裏面へ続く)

第1部計画の総論 > 2 基本的な考え方 > (6) 計画の体系 (計画書 16 ページ)

